

健康保険 任意継続被保険者について

帝石健康保険組合

「任意継続被保険者制度」は、会社を退職後、傷病による生活上の不安に陥ることのないよう、引き続いて健康保険制度の対象にするところにあります。

この制度は次のように取り扱われますので、加入を希望される方は下記事項をよくお読み下さい。

1. 対象者

■退職日まで被保険者期間が継続して**2か月以上**ある方

2. 加入期間

■資格喪失日（退職日の翌日）より**2年間**（延長はできません。）

3. 資格の喪失

■資格喪失事由は健康保険法により以下のとおりとなっています。

- ① 当月の保険料が当月 10 日までに納入されなかったとき（翌 11 日付けで喪失）
- ② 再就職し、他の健康保険の被保険者となったとき
- ③ 被保険者(本人)が死亡したとき
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出があったとき

※加入期間の途中で喪失を希望する場合は、必ずご連絡ください。

4. 保険料

■退職時の標準報酬月額により算出。（令和 7 年度上限月額：560 千円）

※上限月額は、当組合全被保険者の毎年 9 月末現在の平均標準報酬月額により決まりますので、変更になることがあります。上限月額、保険料率に変更がなければ、保険料は 2 年間変わりません。

保険料（上限）＝ 標準報酬月額（560 千円）× 保険料率

【健康保険料率 1000 分の 78 介護保険料率 1000 分の 15.0】※事業主負担なし

令和 7 年度の健康保険料 月額（上限）43,680 円

介護保険料 月額（上限）8,400 円 ※40～65 歳の方(家族も含む)

計 52,080 円

※介護保険料は、本人が 65 歳以上で、40 歳から 65 歳未満の扶養家族がいる方は、本人分は「市区町村」に、扶養家族分は「当組合」に納めることになります。

保険料は、事業主負担がなくなり**全額被保険者負担**となりますので、今まで給与天引きされていた金額の**約 2 倍**となります。詳しくは、事業所のご担当者にお問い合わせ下さい。
なお、**保険料率または上限額の改定により期間途中に保険料が変更になる場合があります。**

5. 留意していただきたい事項

① 保険料を計算される際は、2年間分を考慮して下さい。

事前に国民健康保険の保険料と比較し、充分ご検討いただいた上で、加入申請して下さい。

なお、国民健康保険の保険料は、各市区町村により算出方法が異なります。お住まいの市区町村へご照会下さい。

② 「任意継続被保険者資格取得申請書」は、会社のご担当者経由で提出して下さい。

(※当組合への提出期限：資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内)

③ 任意継続被保険者になりますと、健康保険証の記号・番号が変わります。

新しい保険証は、当組合申請受付け後、10日以内に「資格取得通知書 兼 初回保険料納入告知書」と併せてご自宅宛に送付します。

④ 加入時に納付する保険料は「資格取得通知書 兼 初回保険料納入告知書」に記載した納付期限までに納付して下さい。(納付期限は、通知より約2週間以内に指定してあります。)

なお、納付期限までに納付されなかった場合は、申請自体が「無効」となります。

⑤ 当組合への送金（現金書留・振込）手数料及び提出書類にかかる郵送料については、全て被保険者負担となります。

6. 保険料の納付方法

※申請時に前納制度を選択された場合のみ翌年度も前納制度が適用されます。

① 1年払（4～3月分）前納の場合

保険料は、4月分から翌年の3月分までが対象になります。

但し、年度途中で加入された方は、加入月～3月分までとなります。

※翌年度分の保険料は、3月中旬頃に告知書(請求書)をご自宅宛に送付しますので、納付期限までに銀行振込にて納付して下さい。(振込用紙はありません。また、銀行引落はできません。)

② 半年払（4～9月分、10～3月分）前納の場合

保険料は、4月分～9月分までと10月分～翌年3月分までです。

但し、年度途中で加入された方は、加入月分～9月分まで、または加入月分～3月分までが対象になります。)

※次回分の保険料は、3月中旬頃と9月中旬頃に告知書(請求書)をご自宅宛に送付しますので、納付期限までに銀行振込にて納付して下さい。(振込用紙はありません。また、銀行引落はできません。)

③ 毎月指定日に口座振替の場合

※申請後、別途「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の手続きが必要です。

保険料は、初回のみ、振替委託業者との連絡、銀行との手続きの関係で、3～4か月分の保険料を納付期限までに銀行振込にて納付していただき、その後、毎月27日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より振り替えます。

※口座振替の場合は、保険料とともに手数料（220円）が振り替えられます。

④ 毎月1～10日までに送金（現金書留又は振込）の場合

※期日を守り、必ず1か月分ずつ納付して下さい。

当月分の保険料は、「その月の1日～10日までに納付する」ことになっています。

万一、期日まで納付されない場合は、健康保険法上、翌日（その月の11日）をもって資格を喪失することになりますのでご注意下さい。

7. 保健事業

■ 人間ドック(本人)・配偶者検診・特定健診は、今までと同様に受診できます。

* 令和7年度の人間ドック、配偶者検診補助の対象者は、年度末(令和8年3月31日)時点において、満35歳及び満40歳以上の被保険者及び被扶養配偶者です。

～受診期間：4月～12月 ※1月～3月の受診は補助の対象外です。～

ただし、災害等の発生による外出自粛要請並びに健診機関の受診中止によりやむを得ず対象期間以降に受診した場合はその旨のご連絡をもって翌年2月末日までの受診も補助対象とします。

●人間ドック補助… 日帰りドックおよび1泊2日ドックとも、個人負担額を10,000円とし、受診費用との差額を(40,000円を限度)補助します。

●配偶者検診補助… 人間ドック及び婦人科検診(オプションを含む)とも、個人負担額を10,000円とし、受診費用との差額を(35,000円を限度)補助します。

●特定健診受診券… 当組合が発行する「特定健康診査受診券」を使うことにより自己負担なしで受診することができます。ただし、人間ドック・配偶者検診を受診した場合、「特定健診受診券」は使えません

●特定健診補助… 特定健診受診券を使わずに、特定健診項目を受診した場合、受診費用の全額を補助します。(ただし、オプション検査は補助対象外となります。)

特定健診受診券を利用して受診された場合、補助申請は不要です。

※人間ドック・配偶者検診受診と「特定健診受診券」を利用した受診との重複受診はできません。

上記期間中、「人間ドック・配偶者検診補助利用」か「特定健診受診券利用」のいずれか1回となります。ご選択のうえ、受診してください。

なお、重複受診された場合、後の受診にかかる費用は全額個人負担となりますので、ご注意ください。

■ 電話健康相談もご利用いただけます。[フリーダイヤル：0120-240-351]

8. その他 <各種申請用紙(任意継続被保険者用)>

●特定健康診査「受診券」の再発行を希望する場合(未受診者)

⇒「特定健康診査受診券 再発行申請書」をご提出ください。

●人間ドック・配偶者検診・特定健診の補助金を申請する場合(年1回)

⇒「疾病予防費補助金交付申請書」をご提出ください。

受診費用の領収書、診断結果、特定健診質問票のコピーを添付

●インフルエンザ予防接種の補助金を申請する場合(季節性・新型どちらか年1回)

⇒「疾病予防費補助金交付申請書(インフルエンザ用)」をご提出ください。

予防接種費用の領収書(原本)を添付

※各種申請用紙は、帝石健康保険組合ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

<http://www.teisekikenpo.or.jp/> (ID、パスワードはありません)

※各補助金の申請の受け付けは、毎月10日が締め切りです。年度最終申請期限：3月10日

※補助金の振込日は、申請月の末日(休日の場合は、原則：前営業日)となります。

※振込口座は、「任意継続資格取得申請書」にご記入いただいた指定口座となります。

制度内容等にご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

[連絡先] 帝石健康保険組合 TEL 03-5572-0606 FAX 03-5572-0607